

「農山漁村における社会的インパクトに関する検討会」開催要領

令和 6 年 12 月 24 日付け 6 農振第 2118 号

1 目 的

食料の安定供給・農林水産業の基盤強化が必要な中、その基盤となる農山漁村においては、自然減を主とした人口減少が進み、様々な課題に直面している。その課題解決に当たっては、従来の取組に加え、外部業種や人材を関係人口として巻き込んで対応することが必要不可欠であり、民間企業等の資金や事業活動による取組も重要となる。

また、近年、民間企業等が、収益性に加えて、社会課題解決による社会的インパクトについても重要視している状況も踏まえ、民間企業等による農山漁村への資金供給や事業活動を促す上では、農山漁村における課題解決により生じる社会的インパクトを可視化することが必要となっている。

これらを踏まえ、農山漁村で行われている各種取組の社会的インパクトを可視化するため、有識者から成る農山漁村における社会的インパクトに関する検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

2 委員及び運営

- （１）検討会の委員は、別紙に掲げる委員をもって構成する。委員の出席が困難な場合は、代理出席を認めるものとする。
- （２）座長は、委員のほか、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、意見の表明や説明を求めることができる。
- （３）委員の任期は、令和 7 年 3 月 31 日までとする。
- （４）座長は、委員の互選によって定める。
- （５）座長は、必要に応じ座長代理を指名することができる。
- （６）検討会には、オブザーバーとして他府省及び関係団体等の職員の出席を求めることができる。
- （７）検討会は、対面、オンライン、書面又は電磁的方法により開催することができる。
- （８）その他、検討会の運営に必要な事項は、座長が定めるところによる。

3 公 開

- （１）検討会の会議及び会議資料は、原則として公開する。ただし、検討会において非公開とすることが適当であると認める場合には非公開とする。
- （２）検討会においては、議事録を作成し、各委員の了解を得た上でこれを公開する。

4 事務局

検討会に係る事務は、農村振興局農村政策部農村計画課において処理する。

別 紙

農山漁村における社会的インパクトに関する検討会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

秋元 里奈	株式会社ビビットガーデン 代表取締役社長
大塚 泰造	株式会社雨風太陽 取締役
工藤 七子	一般財団法人社会変革推進財団 常務理事 (座長)
竹下友里絵	株式会社ボードレス・ジャパン 公民連携室長
田中 康輔	株式会社パソナ農援隊 代表取締役
平澤 洋輔	真庭市産業観光部産業政策課 回る経済推進係長
増岡 宏和	農林中央金庫コーポレートデザイン部 部長代理
安本 敬介	株式会社しずおかフィナンシャルグループ グループ事業開発部 部長